

処遇改善等加算

技能・経験に応じた処遇改善等加算 の仕組み

1 概要

- ・ 副主任保育士・中核リーダー・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算 と同様）
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野以上（計60時間以上）の研修を修了していること（幼稚園及び認定こども園職員にあっては60時間以上の研修を修了していること）

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野（15時間以上）の研修を修了していること（幼稚園及び認定こども園職員にあっては15時間以上の研修を修了していること）

経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

研修に関する要件については、受講状況等を踏まえ、**令和4年度を目途に研修受講の必須化を目指す**

（令和3年度までは研修の受講要件を課さず、令和4年度開始までに、研修の受講状況を踏まえて必須化時期を確定）

- ・ **職務手当を含む月給により賃金改善**が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ **月額4万円又は月額5千円**の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を**1人以上確保**した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（**月額5千円～4万円未満**）
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、**加算対象人数以上確保**する（**月額5千円～副主任保育士等の最低額**）
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内）

処遇改善等加算 ・ 加算額（公定価格単価月額）

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第27号）」別表第2

【認定こども園（教育標準時間認定）】 加算部分2

処遇改善等加算	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算 - $49,650 \times \text{人数A} \times 1/2$ ・処遇改善等加算 - $6,210 \times \text{人数B} \times 1/2$	1 各月初日の利用子どもの単価に加算 2 <u>人数A及び人数Bについては別に定める</u>
---------	---	---

40,000円・5,000円のほか法定福利費等の事業主負担額を含む

認定こども園は教育標準時間認定と保育認定に半分ずつ計上

人数A 公定価格上の基礎職員数 $\times 1 / 3$
 人数B 公定価格上の基礎職員数 $\times 1 / 5$
 （小数点第1位四捨五入）

園長・主任保育士（主幹保育教諭等）以外

【認定こども園（保育認定）】 加算部分2

処遇改善等加算	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算 - $49,650 \times \text{人数A} \times 1/2$ ・処遇改善等加算 - $6,210 \times \text{人数B} \times 1/2$	1 各月初日の利用子どもの単価に加算 2 <u>人数A及び人数Bについては別に定める</u>
---------	---	---

公定価格上の加算対象職員の算定に用いる「基礎職員数」は、通知別表の右欄により算出

公定価格の基本分と取得した各種加算を全て加味した職員数から園長・副園長・教頭・主幹教諭・主任保育士を除いた人数

認定こども園	以下の a ~ n の合計に、定員90人以下の場合は1.4、定員91人以上の場合は2.2を加え、o ~ q の合計を減じて得た人数
通知別表	<ul style="list-style-type: none"> a 年齢別配置基準による職員数（略） 3歳児配置改善加算・満3歳児対応加配加算を含む b 休けい保育教諭 2・3号定員90人以下の場合は1、91人以上の場合は0.8 c 調理員 2・3号定員40人以下の場合は1、41～150人の場合は2、151人以上の場合は3 d 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4 e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1 f 講師配置加算を受けている場合 0.8 g チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数 h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員150人以下の場合は0.8、151人以上の場合は1.5 i 給食実施加算（自園調理に限る。令和2年度に限り、外部搬入を含む。）を受けている場合 1号定員150人以下の場合は2（外部搬入は1）、151人以上の場合は3（外部搬入は1.5） j 休日保育加算を受けている場合 0.5 k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8 l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8 m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8 n 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> o 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1 p 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数（必要代替保育教諭等数 - 配置代替保育教諭等数） q 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数（必要保育教諭等数 - 配置保育教諭等数）

加算額の算定の基礎となる**加算対象職員数（=加算対象職員）**は、以下により算出（小数点第1位四捨五入）

【加算 - 〇】 **人数A**（4万円） **基礎職員数** × 1 / 3

【加算 - 〇】 **人数B**（5千円） **基礎職員数** × 1 / 5

いずれも児童数と加算等の状況を計算ソフト2種類に入力することで自動計算

【参考】児童数計算表・対象職員数計算表（自動計算ソフト）

平均年齢別児童数計算表（認定こども園、保育所等）

施設・事業所名	〇〇〇〇保育所
---------	---------

黄緑セルは入力項目、黄色（オレンジ）セルは自動計算。

児童数は、月初日利用児童数を入力すること。

小規模保育所、事業所内保育所については、1、2歳児、0歳児欄に記入すること。

(1) 令和元年度実績

元年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均児童数
		実績												
4歳以上児	児童数													0人
	伸び率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
3歳児	児童数													0人
	伸び率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
うち満3歳児 （認定こども園のみ）	児童数													0人
	伸び率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
1、2歳児	児童数													0人
	伸び率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
0歳児	児童数													0人
	伸び率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
合計		0人												0人

(2) 前年度実績による令和2年度見込み年齢別平均児童数

2年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均児童数
		実績												
		見込み(4月実績×(1)で算出された伸び率)												
4歳以上児	児童数					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	伸び率					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
3歳児	児童数					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	伸び率					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
うち満3歳児 （認定こども園のみ）	児童数					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	伸び率					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
1、2歳児	児童数					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	伸び率					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
0歳児	児童数					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	伸び率					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
合計		0人	0人	0人	0人									#DIV/0!

※各月の初日人数は各施設の面積基準を下回らないこと

上記計算では実態と大きく乖離する場合は面積基準を下回る場合含む
【上記算出結果を使用する場合は以下入力不要】

(3) 前年度実績による見込みによりがたい場合の年齢別平均児童数

2年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均児童数
		実績					見込み							
4歳以上児	児童数	0人	0人	0人	0人									0人
	伸び率													
3歳児	児童数	0人	0人	0人	0人									0人
	伸び率													
うち満3歳児 （認定こども園のみ）	児童数	0人	0人	0人	0人									0人
	伸び率													
1、2歳児	児童数	0人	0人	0人	0人									0人
	伸び率													
0歳児	児童数	0人	0人	0人	0人									0人
	伸び率													
合計		0人	0人	0人	0人									0人

※各月の初日人数は各施設の面積基準を下回らないこと

前年度実績による見込みによりがたい場合、その理由 (3)の算出結果を使用する場合は入力必須

例:近隣の保育園が、10月に閉園予定であり、その児童数の〇〇人を受け入れる予定であるため。

処遇改善等加算Ⅱ 加算対象職員数計算表（認定こども園）

施設・事業所名	〇〇〇認定こども園
---------	-----------

0. 基礎情報

区分の有無	選択項目	入力項目	入力項目
利用定員数		本園分を記入	入力不要
1号			
2・3号			
有給児童数		〇	〇
4歳児以上児			
3歳児			
うち満3歳児			
1、2歳児			
0歳児			

※ 各月平均の年齢別児童数を使用する場合は、別途配布している「年齢別児童数計算表」により計算した児童数を入力すること。
特別給付を受けて利用する児童がいる場合は、該当する年齢区分に記入すること。

1. 加算対象人数の基礎となる職員数

	本園分			分園分		
	選択項目	入力項目	職員数(自動計算)	選択項目	入力項目	職員数(自動計算)
a 年齢別配置基準による職員数						
4歳以上児		〇	〇〇		〇	〇〇
3歳児（満3歳児含む）		〇	〇〇		〇	〇〇
3歳児処遇改善加算				〇		
満3歳児対応加算				〇		
1、2歳児			〇〇		〇	〇〇
0歳児		〇	〇〇		〇	〇〇
小計（小数点第一位四捨五入）			〇〇		〇	〇〇
b 体たけ保育士			1.0			〇〇
c 調理員			1.0			〇〇
d 保育標準時間認定の児童			〇〇			〇〇
e 学級補助員加算			〇〇			
f 講師加算			〇〇			
g チーム保育加算			〇〇			
h 通園送迎加算			〇〇			
i 給食実施加算						
自園調理			〇〇			
外部導入			〇〇			
j 休日保育加算			〇〇			
k 事務職員加算			〇〇			
l 指導員加算			〇〇			
m 事務色相対加算			〇〇			
n 栄養管理加算			〇〇			
o 副園長・教頭加算			〇〇			
p 主任保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合、代替保育教諭等を配置していない場合			〇〇			
a 年齢別配置基準を下回る場合			〇〇			
利用定員数に基づく職員数			1.4			〇〇
合計			3.4			〇〇
職員数（1人未満四捨五入）			3			〇

2. 加算対象職員数（人）

人数A（職員数の1/3）	1
人数B（職員数の1/5）	1

(参考) 加算見込額（円）

49,950円 × 人数A	49,950
6,240円 × 人数B	6,240
合計	56,190

(通知 第5の2(1)ア)

ア 「加算 新規事由」とは、加算当年度における次に掲げる事由を指す

○ 加算 単価又は加算 算定対象人数が増加する場合

加算前年度に加算の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする【加算 - 】若しくは【加算 - 】の単価 又は加算 算定対象人数が、公定価格の改定により、加算前年度に比して増加する場合

法定福利費等の事業負担分を除く

ウ 【加算 - 】又は【加算 - 】の単価が、公定価格の改定により、増加する場合

○ 賃金改善に係る算定額 (【加算 - 】40,000円・【加算 - 】5,000円) の増額改定による単価の増加

× 法定福利費等の事業主負担分 (【加算 - 】9,650円・【加算 - 】1,210円) の算定額のみの増額

40,000円・5,000円 + 法定福利費等の事業主負担額 (9,650円・1,210円)

【認定こども園 (教育標準時間認定) 】
加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱ－① <u>49,650</u> × 人数A × 1/2 ・処遇改善等加算Ⅱ－② <u>6,210</u> × 人数B × 1/2	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 <u>人数A及び人数B</u> については別に定める
----------	---	--

○ 加算 単価又は加算 算定対象人数が増加する場合（続き） （通知 第5の2(1)ア）

u 加算 算定対象人数が、公定価格の改定により、加算前年度に比して増加する場合

○ 以下の算式において基礎職員数に「乗じる割合」（ $[\text{加算} -] 1 / 3 \cdot [\text{加算} -] 1 / 5$ ）の増額改定による加算 算定対象人数の増加

$$\begin{aligned} [\text{加算} -] \text{人数 A (4万円)} & \quad \text{基礎職員数} \times 1 / 3 \\ [\text{加算} -] \text{人数 B (5千円)} & \quad \text{基礎職員数} \times 1 / 5 \end{aligned}$$

× 施設の利用定員・職員数等の変動による基礎職員数の変動に伴う加算 算定対象人数の増加

× 通知別表の改定による基礎職員数の変動に伴う加算 算定対象人数の増加

認定こども園 以下の a～n の合計に、定員90人以下の場合は1.4、定員91人以上の場合は2.2を加え、o～q の合計を減じて得た人数

a 年齢別配置基準による職員数（略）
 ※ 3歳児配置改善加算・満3歳児対応加配加算を含む

b 休けい保育教諭 2・3号定員90人以下の場合は1、91人以上の場合は0.8

○ 新たに加算 を適用する場合

○ 施設・事業所において、加算当年度から新たに加算 適用を受けようとする場合

○ 加算前年度に加算 の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合

(通知 第5の2(1)オ)

基準年度は、以下に掲げる場合に応じて選択

【加算 新規事由がある場合】

○ 加算 単価又は加算 算定対象人数が増加する場合

加算前年度

国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている場合など、これにより難い特別の事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度を基準年度とすることも可能

令和2年度にあっては、経過措置として従来の基準年度(=初めて加算の適用を受けた年度の前年度)とすることも可能

○ 新たに加算 を適用する場合

次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度

- 加算前年度に加算 の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合
加算 の適用を受けた直近の年度
- 加算当年度に初めて加算 の適用を受けようとする場合
加算前年度 従来の基準年度と同じ

【加算 新規事由がない場合】

加算前年度

（通知第3の2）

- ρ 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、**その方針をあらかじめ職員に周知**し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く）の水準を低下させないこと（注）を前提に行うとともに、**賃金改善の対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意**すること

（注）加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと

- ρ 加算に係る加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、**役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行う**ことができ、**各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理**すること

(通知第5の2(1)キ)

- ρ 【加算 - 】【加算 - 】の区分に応じそれぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む）に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること

（１）発令・職務命令

加算対象職員について、相応の職位の発令・職務命令が行われていること

- 1 家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、職位の発令や職務命令を受けていることを要しない

【加算 - 】【a 副主任保育士等

- 副主任保育士若しくは専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）
- 中核リーダー（幼稚園及び認定こども園）
- これらに相当する職員

【加算 - 】【b 職務分野別リーダー等

- 職務分野別リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）
- 若手リーダー（幼稚園及び認定こども園）
- これらに相当する職員

- 2 職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して【加算 - 】【による賃金の改善を行うことができる

- 3 改善後の副主任保育士等の賃金が **c 園長以外の管理職**（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して【加算 - 】【による賃金の改善を行うことができる

(通知第5の2(1)キ)

(2) 経験年数等

【加算 - 】 **㉑ 副主任保育士等**
概ね7年以上の経験年数を有すること
別に定める研修を修了していること

【加算 - 】 **㉒ 職務分野別リーダー等**
概ね3年以上の経験年数を有すること
「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当すること
別に定める研修を修了していること

- 1 職員の経験年数の算定については、過去に勤務していた施設等における経験年数を合算する
- 2 「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能（家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外）
- 3 研修に係る要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を目指す

(通知第5の2(1)ク)

(3) 賃金改善額・配分人数

① 副主任保育士等 原則として月額4万円 (注)

1 ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上¹確保した上で、それ以外の副主任保育士等²について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる

1 「人数A」に2分の1を乗じて得た人数が1人未満となる場合
 家庭的保育事業所・事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る）・
 居宅訪問型保育事業所の場合 } 0人

2 ②園長以外の管理職に対して【加算 - 】による賃金の改善を行う必要がある場合に限っては、当該園長以外の管理職を含む

② 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円 (注)

1 のただし書の場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額³とすることができる

3 のただし書による副主任保育士等に対する改善額のうち最も低い額を上回らない範囲とする

1 職務分野別リーダー等が人数B以上いること

(注) 法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により加算残額を生じている場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい

加算 新規事由がある場合

【様式6・計画書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由あり

加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していることが必要

- ① **副主任保育士等、職務分野別リーダー等、園長以外の管理職**（p54参照）について、**賃金改善等見込総額** **特定加算見込額** となっていること（通知第5の2(1)ア）
- 通知第5の2(1)キ・クに定める要件（p54 - 56参照）

様式6「(2)賃金改善等見込総額」

様式6「(1)賃金改善について」

（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る）

加算当年度の見込「③支払賃金」

賃金改善見込総額
加算前年度の加算残額に係る支払賃金
基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分
基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）
基準年度に加算の対象であり、かつ加算当年度に加算の対象外となった職員に係る、基準年度における加算に係る賃金改善額

賃金改善等見込総額

賃金改善見込総額
+
事業主負担増加見込総額（＝賃金改善に伴う事業主負担の増分）

・「特定加算見込額」とは、加算見込額のうち、加算 新規事由に係る部分を指す

特定加算見込額

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合は、調整後の額とする

令和4年度までの間の特例として、**加算見込額の20%**（10円未満の端数切捨て）については、**同一の事業者が運営する他の施設・事業所**（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む）に**配分することが可能**（通知第3の3）

様式6 実施計画書の「確認欄」で要件を満たしているかを確認

<加算Ⅱ新規事由がある場合>（以下のBの額がAの額以上であること（※1））

A 特定加算見込額【(1)③】		円
B 賃金改善等見込総額【(2)①】		円

(1) 賃金改善について

①	加算Ⅱ新規事由	
②	加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※1）	人数A 人 人数B 人
③	特定加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※1）	
④	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 （ ヶ月 ）

p 「加算 新規事由」
「あり」を選択

p 「加算見込額」

加算 単価については p 47、人数 A・B については p 48 参照

○ 加算 単価又は加算 算定対象人数が増加する場合

加算 の区分に応じてそれぞれに定める算式により算定した額の**合算額**

< 加算 - >

「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数 A」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

< 加算 - >

「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数 B」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

○ 新たに加算 を適用する場合

○ と同じ

令和4年度までの間の特例として、加算見込額の20%（10円未満の端数切捨て）については、同一の事業者が運営する他の施設・事業所（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む）に配分することが可能（通知第3の3）

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合は、以下の算式による調整を加える

【通常の計算式 - 「（他施設・事業所への）拠出見込額（（3））」 + 「（他施設・事業所からの）受入見込額（（3））」】

p 「特定加算見込額」(通知第5の2(1)カ)

加算 単価については p47、人数A・Bについては p48参照

○ **加算 単価又は加算 算定対象人数が増加する場合**

加算 の区分に応じてそれぞれに定める算式により算定した額の**合算額**

<加算 - >

{「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」-「基準年度の単価」×「基準年度の人数A」}×「賃金改善実施期間の月数」(千円未満の端数は切り捨て)

<加算 - >

{「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」-「基準年度の単価」×「基準年度の人数B」}×「賃金改善実施期間の月数」(千円未満の端数は切り捨て)

○ **新たに加算 を適用する場合**

加算 の区分に応じてそれぞれに定める算式により算定した額の**合算額**

<加算 - >

「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」×「賃金改善実施期間の月数」(千円未満の端数は切り捨て)

<加算 - >

「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」×「賃金改善実施期間の月数」(千円未満の端数は切り捨て)

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合は、以下の算式による調整を加える

【通常の計算式 - 「(他施設・事業所への拠出見込額の)うち基準年度からの増減分((3))」+ 「(他施設・事業所からの受入見込額の)うち基準年度からの増減分((3))」】

令和4年度までの間の特例として、**加算見込額の20%**(10円未満の端数切捨て)については、**同一の事業者が運営する他の施設・事業所**(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む)**に配分することが可能**(通知第3の3)

p 「賃金改善実施期間」(通知第4の2(1)イ)

加算当年度の4月から翌年3月まで

加算当年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けた月から直近の3月まで

【様式6・計画書】(2)賃金改善等見込総額

新規事由あり

(2) 賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額(②+⑨)(千円未満の端数は切り捨て)	0	円
	②賃金改善見込総額(③-④-⑤-⑧)	0	円
	③支払賃金(役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。)		円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金		円
	⑤起点賃金水準(⑥+⑦)	0	円
	⑥基準年度の賃金水準(当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。)		円
	⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分		円
	⑧基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額		円
	⑨事業主負担増加見込総額		円

p 賃金改善等見込総額(通知第5の2(1)イ)
 「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額(千円未満の端数は切り捨て)

p 賃金改善見込総額(通知第5の2(1)イ)
 ㉑ 副主任保育士等、㉒ 職務分野別リーダー等、㉓ 園長以外の管理職(p54参照)について「賃金改善見込額」を合算して得た額(「賃金改善見込総額」は自動計算)

p 賃金改善見込額 (通知第5の2(1)エ)

- l 加算当年度内の賃金改善実施期間における (a) 副主任保育士等、(b) 職務分野別リーダー等、(c) 園長以外の管理職に係る見込「支払賃金」(役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、「のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金」を除く) のうち、その水準がこれらの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額

公定価格において想定している法定福利費等と比べて実際の事業主負担増加見込額が少ないことが原因で、賃金の改善額が加算見込額を下回る場合は、その差額分による賃金の改善については一時金により行うなど施設の事情に応じて自由に行うことが可能

- l 「基準年度に加算の対象であり、かつ加算当年度に加算の対象外となった職員に係る、基準年度における加算に係る賃金改善額」がある場合は見込「支払賃金」から **控除**する

p 起点賃金水準 (通知第5の2(1)オ)

(1) 「基準年度における賃金水準」

「【様式 4・計画書】 起点賃金水準の算出方法」(1) (p18) 参照

<加算と異なる点>

- ・ (a) 副主任保育士等、(b) 職務分野別リーダー等、(c) 園長以外の管理職について算出
- ・ 役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給について算出

(2) 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分による賃金の改善のうち、加算による賃金改善対象となる各職員 ((a) 副主任保育士等、(b) 職務分野別リーダー等、(c) 園長以外の管理職) に係る部分を **合算**して得た額

p 「事業主負担増加見込総額」(通知第5の2(1)ウ)

「事業主負担増加見込総額」とは、**㉑ 副主任保育士等**、**㉒ 職務分野別リーダー等**、**㉓ 園長以外の管理職**について、「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を**合算して得た額**をいう。次の算式により算定することを**標準**とする

$$\frac{\text{前年度に実際に支払った事業主負担分の総額}}{\text{加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額}} \times \frac{\text{「加算当年度の賃金改善見込額」}}{\text{「加算前年度における賃金の総額」}}$$

上記は標準的な算出方法を示したものであり、他の算出方法によることも可能

様式6別添1「(4) 副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(5) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」についても添付

番号	職名	職種	改善した給与項目	待遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額	
				うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分 ※加算Ⅱ新規事由がある場合のみ記入	
例1	副主任保育士	保育士	基本給	40,000円 × 12月 × 2人 = 960,000円	2,000円 × 12月 × 2人 = 48,000円
例2	副主任保育士	保育士	手当	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	2,000円 × 12月 × 1人 = 24,000円
例3	指導教諭	幼稚園教諭	基本給	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	2,000円 × 12月 × 1人 = 24,000円
例4	専門リーダー	保育士	基本給	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	2,000円 × 12月 × 1人 = 24,000円
例5	専門リーダー	調理員	基本給	30,000円 × 12月 × 1人 = 360,000円	1,000円 × 12月 × 1人 = 12,000円
1				円 × 月 × 人 = 0円	円 × 月 × 人 = 0円
2				円 × 月 × 人 = 0円	円 × 月 × 人 = 0円

公定価格において想定している法定福利費等と実際の事業主負担増加見込額の差額分について一時金等により賃金の改善を行う場合の記載方法についてはp64参照

【様式6・計画書】法定福利費等の事業主負担増加額が少ない場合

新規事由あり

- 1 法定福利費等の事業主負担増加見込額が少ないことにより、加算見込額を下回る場合の差額分についても、施設職員の賃金改善に確実に充てることが必要（実績額についても同様）
- 1 ただし、その対象者・改善額・改善方法については、施設の事情に応じて自由に行うことが可能（副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能）
- 1 結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円をそれぞれ上回る配分となることも差し支えない
- 1 この場合の様式6別添1「(4)副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(5)職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」については以下の通り記載（様式7別添1についても同様）

番号	職名	職種	改善した給与項目	改善額	改善方法	改善額	改善方法	改善額	改善方法
例1	副主任保育士	保育士	基本給	40,000円					
例2	副主任保育士	保育士	手当	40,000円					
例3	指導教諭	幼稚園教諭	基本給	40,000円					
例4	専門リーダー	保育士	基本給	40,000円					
例5	専門リーダー	調理員	基本給	30,000円 × 12月 × 1人 = 360,000円				1,000円 × 12月 × 1人 = 12,000円	
1				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
2				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
3				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
4				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
5				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
6				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
7				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
8				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
9				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
10				円 × 月 × 人 = 0円				円 × 月 × 人 = 0円	
①賃金改善見込額 計				0円				0円	
②上記に対応する法定福利費等の事業主負担分の総額									
③①+②				0円				0円	

法定福利費等の事業主負担増加見込額の差額分についても記載（月額4万円・月額5千円を上回る額でも可）

法定福利費等による差額調整をどのように行ったのか、分かるように記載（欄外又は別紙でも可）

【様式6・計画書】(3) 他施設・事業所への配分等について

新規事由あり

- 令和4年度までの間の特例として、加算見込額の20%（10円未満の端数切捨て）については、同一の事業者が運営する他の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に配分することが可能（通知第3の3）
- 他の施設・事業所に加算の加算額の一部を配分している場合には、「配分を行った施設等」及び「配分を受けた施設等」の両方において、その配分額に応じて「加算見込額」が増減する
- また、配分額が基準年度と比べて変動している場合は、同様に、その変動額に応じて「特定加算見込額」が増減する

(3) 他施設への配分等について

① 拠出見込額	様式6別添2「他事業所への拠出額」	0円
② うち基準年度からの増減分	様式6別添2「(他事業所への拠出額のうち)うち基準年度からの増減額」	0円
③ 受入見込額	様式6別添2「他事業所からの受入額」	0円
④ うち基準年度からの増減分	様式6別添2「(他事業所からの受入額のうち)うち基準年度からの増減額」	0円

- 「拠出見込額」～「うち基準年度からの増減分」（通知第5の2(1)ア 1）
「様式6別添2 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」に入力することで自動的に算出される

様式6別添2 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ^{※1}	他事業所への拠出額 (円)		他事業所からの受入額 (円)	
					うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)		うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	40,000			
例2	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所			40,000	

【様式7・実績報告書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由あり

加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていることが必要

- 1 **㉑ 副主任保育士等、㉒ 職務分野別リーダー等、㉓ 園長以外の管理職**（p54参照）について、**賃金改善等実績総額** **特定加算実績額** となっていること（通知 第5の2(2)ア）
- 1 通知第5の2(1)キ・クに定める要件（p54 - 56参照）
- 1 賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、**生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払う**こと（通知 第5の2(2)キ）

様式7「(3)賃金改善等実績総額」

様式7「(2)加算実績額」

賃金改善等実績総額

・「特定加算実績額」とは、加算実績額のうち、加算 新規事由に係る部分を指す

（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る）

加算当年度の「③支払賃金」

賃金改善実績総額
加算前年度の加算残額に係る支払賃金
基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分
基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）
基準年度に加算の対象であり、かつ加算当年度に加算の対象外となった職員に係る、基準年度における加算に係る賃金改善額

賃金改善実績総額
+
事業主負担増加相当総額（＝賃金改善に伴う事業主負担の増分）

特定加算実績額

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、調整後の額とする

令和4年度までの間の特例として、**加算見込額の20%**（10円未満の端数切捨て）については、**同一の事業者が運営する他の施設・事業所**（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む）に**配分することが可能**（通知第3の3）

様式7 賃金改善実績報告書（5）で加算残額が生じていないかについて確認

（5）加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨て）	加算Ⅱ新規事由の有無	
※加算Ⅱ新規事由の有無の別により以下により算出すること。 ・加算Ⅱ新規事由がある場合： （2）②－（3）① ・加算Ⅱ新規事由がない場合： （2）①－〔別紙様式7別添1（6）③〕＋別紙様式7別添1（7）③〕		0円

【様式7・実績報告書】(1) 加算前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況

新規事由
あり

< 加算残額の取扱い (通知第3の4) >

- 1 加算 について、加算当年度の終了後、賃金改善等実績額が加算実績額を下回った場合には、その翌年度内にすみやかに、その差額(加算残額)の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること
- 1 加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること

(1) 加算前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況(加算前年度の加算残額がある場合のみ記入)

①	加算前年度の加算残額			円
②	加算前年度の加算残額に対応した支払い賃金額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)			円
③	加算前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期	
④	賃金改善の方法	基本給		
	支払った給与の項目	手当()		
		賞与(一時金)		
	具体的な支払い方法	その他()		

- p 「加算前年度の加算残額」
加算前年度において加算 に加算残額が発生している場合に、当該加算残額の金額を記入
- p 「加算前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」
加算当年度に支払った、前年度の加算残額に対応した支払い賃金額を記入
- p 「加算前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況」
「前年度の加算残額」>「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」の場合のみ「支払いの有無」欄に「○」が自動で記入される
「支払い時期」欄には「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」を支払った時期及び未払いの加算残額に対応する賃金の支払い予定について記入
- p 「賃金改善の方法」
「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」に関する「支払った給与の項目」と「具体的な支払い方法」について記入

(2) 加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て） （※）	人数A	人	人数B	人	
						円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）					円
③	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月				

p 「加算実績額」

人数A・人数Bについてはp48参照（**実際に適用を受けた加算 算定対象人数**に基づき記入）

賃金改善実施期間における加算実績額（**加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算 の単価増に伴う増加額を含む**）をいい、加算 に係る「加算見込額」の算式（p59参照）において、**実際に適用を受けた加算 算定対象人数により算定した額**（千円未満の端数は切り捨て）

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、以下の算式による調整を加える

【通常の計算式 - 「（他施設・事業所への）拠出実績額（（4））」+ 「（他施設・事業所からの）受入実績額（（4））」】

p 「特定加算実績額」（通知第5の2(2)カ）

賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算 新規事由に係る額（**加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算 の単価増に伴う増加額を含む**）をいい、加算 に係る「特定加算見込額」の算式（p60参照）において、**実際に適用を受けた加算 算定対象人数により算定した額**をいう

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、以下の算式による調整を加える

【通常の計算式 - 「（他施設・事業所への拠出実績額の）うち基準年度からの増減分（（4））」+ 「（他施設・事業所からの受入実績額の）うち基準年度からの増減分（（4））」】

(3) 賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額 (②+⑨) (千円未満の端数は切り捨て)	0	円
	②賃金改善実績総額 (③-④-⑤-⑧)	0	円
	③支払賃金 (役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。)		円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金		円
	⑤起点賃金水準 (⑥+⑦)	0	円
	⑥基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。)		円
	⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分		円
	⑧基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額		円
	⑨事業主負担増加相当総額		円

⒑ 賃金改善等実績総額 (通知第5の2(2)イ)

「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額 (千円未満の端数は切り捨て)

⒑ 賃金改善実績総額 (通知第5の2(2)イ)

㉑ 副主任保育士等、㉒ 職務分野別リーダー等、㉓ 園長以外の管理職 (p54参照) について「賃金改善実績額」を合算して得た額 (「賃金改善見込総額」は自動計算)

④ 賃金改善実績額 (通知第5の2(2)エ)

- ① 加算当年度内の賃金改善実施期間における **㉑ 副主任保育士等**、**㉒ 職務分野別リーダー等**、**㉓ 園長以外の管理職**に係る「支払賃金」(役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当 又は 基本給 に限り、「のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金」を除く)のうち、その水準がこれらの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額

公定価格において想定している法定福利費等と比べて実際の事業主負担増加相当額が少ないことが原因で、賃金の改善額が加算実績額を下回る場合は、その差額分による賃金の改善については一時金により行うなど施設の事情に応じて自由に行うことが可能

- ② 「基準年度に加算の対象であり、かつ加算当年度に加算の対象外となった職員に係る、基準年度における加算に係る賃金改善額」がある場合は「支払賃金」から **控除** する

⑤ 起点賃金水準 (通知第5の2(2)オ)

(1) 「基準年度における賃金水準」

「【様式5・実績報告書】起点賃金水準の算出方法」(1)(p26)参照

<加算と異なる点>

- ・ **㉑ 副主任保育士等**、**㉒ 職務分野別リーダー等**、**㉓ 園長以外の管理職**について算出
- ・ 役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当 又は 基本給 について算出

(2) 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分による賃金の改善のうち、加算による賃金改善対象となる各職員 (**㉑ 副主任保育士等**、**㉒ 職務分野別リーダー等**、**㉓ 園長以外の管理職**) に係る部分を **合算** して得た額

【様式7・実績報告書】(3)賃金改善等実績総額

新規事由
あり

p 「事業主負担増加相当総額」(通知第5の2(2)ウ)

「事業主負担増加相当総額」とは、**㉑ 副主任保育士等**、**㉒ 職務分野別リーダー等**、**㉓ 園長以外の管理職**について、「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を**合算して得た額**をいう。次の算式により算定することを**標準**とする

前年度に**実際に支払った**事業主負担分の総額



$$\frac{\text{加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額}}{\text{加算前年度における賃金の総額}} \times \text{加算当年度の賃金改善実績額}$$

上記は標準的な算出方法を示したものであり、他の算出方法によることも可能

様式7別添1「(6)副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(7)職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」についても添付

番号	職名	職種	改善した 給与項目	処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額	
					うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分 ※加算Ⅱ新規事由がある場合のみ記入
例1	副主任保育士	保育士	基本給	40,000円 × 12月 × 2人 = 960,000円	2,000円 × 12月 × 2人 = 48,000円
例2	副主任保育士	保育士	手当	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	2,000円 × 12月 × 1人 = 24,000円
例3	指導教諭	幼稚園教諭	基本給	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	2,000円 × 12月 × 1人 = 24,000円
例4	専門リーダー	保育士	基本給	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	2,000円 × 12月 × 1人 = 24,000円
例5	専門リーダー	調理員	基本給	30,000円 × 12月 × 1人 = 360,000円	1,000円 × 12月 × 1人 = 12,000円
1				円 × 月 × 人 = 0円	円 × 月 × 人 = 0円
2				円 × 月 × 人 = 0円	円 × 月 × 人 = 0円

公定価格において想定している法定福利費等と実際の事業主負担増加相当額の差額分について一時金等により賃金の改善を行う場合の記載方法についてはp64参照

【様式7・実績報告書】(4) 他施設・事業所への配分等について

新規事由あり

- 令和4年度までの間の特例として、加算見込額の20%（10円未満の端数切捨て）については、同一の事業者が運営する他の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に配分することが可能（通知第3の3）
- 他の施設・事業所に加算の加算額の一部を配分している場合には、「配分を行った施設等」及び「配分を受けた施設等」の両方において、その配分額に応じて「加算実績額」が増減する
- また、配分額が基準年度と比べて変動している場合は、同様に、その変動額に応じて「特定加算実績額」が増減する

(4) 他施設との配分調整について

① 拠出実績額		様式7別添2「他事業所への拠出額」	0円
	②うち基準年度からの増減分	様式7別添2「(他事業所への拠出額のうち基準年度からの増減額)」	0円
③ 受入実績額		様式7別添2「他事業所からの受入額」	0円
	④うち基準年度からの増減分	様式7別添2「(他事業所からの受入額のうち基準年度からの増減額)」	0円

- 「**拠出実績額**」～「**うち基準年度からの増減分**」（通知第5の2(2)ア 1）
「様式7別添2 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」に入力することで自動的に算出される

様式7別添2 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ^{※1}	他事業所への拠出額 (円)		他事業所からの受入額 (円)	
					うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)		うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000			

【様式7・実績報告書】(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

新規事由
あり

(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨て） ※加算Ⅱ新規事由の有無の別により以下により算出すること。 ・加算Ⅱ新規事由がある場合： （2）②－（3）① ・加算Ⅱ新規事由がない場合： （2）①－〔別紙様式7別添1（6）③＋別紙様式7別添1（7）③〕	加算Ⅱ新規事由の有無	
		0円
(以下、加算残額が生じた場合のみ記入)		
② 加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
③ 支払った給与の項目	基本給	
	手当（ ）	
	賞与（一時金）	
	その他（ ）	
④ 具体的な支払い方法		

ρ 「加算実績額に要した費用の総額との差額」

「加算 新規事由の有無」欄は、「加算 新規事由あり」を選択
「差額欄」は自動入力

ρ 「（前年度の）加算残額に対応した賃金の支払い状況」

「加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額」（＝加算残額）がある場合のみ「支払いの有無」欄に「○」が自動で記入される

「支払い時期」欄に加算残額に対応する賃金を支払った時期及び未払い分の支払い予定について記入

加算 新規事由がない場合

【様式6・計画書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由なし

加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していることが必要

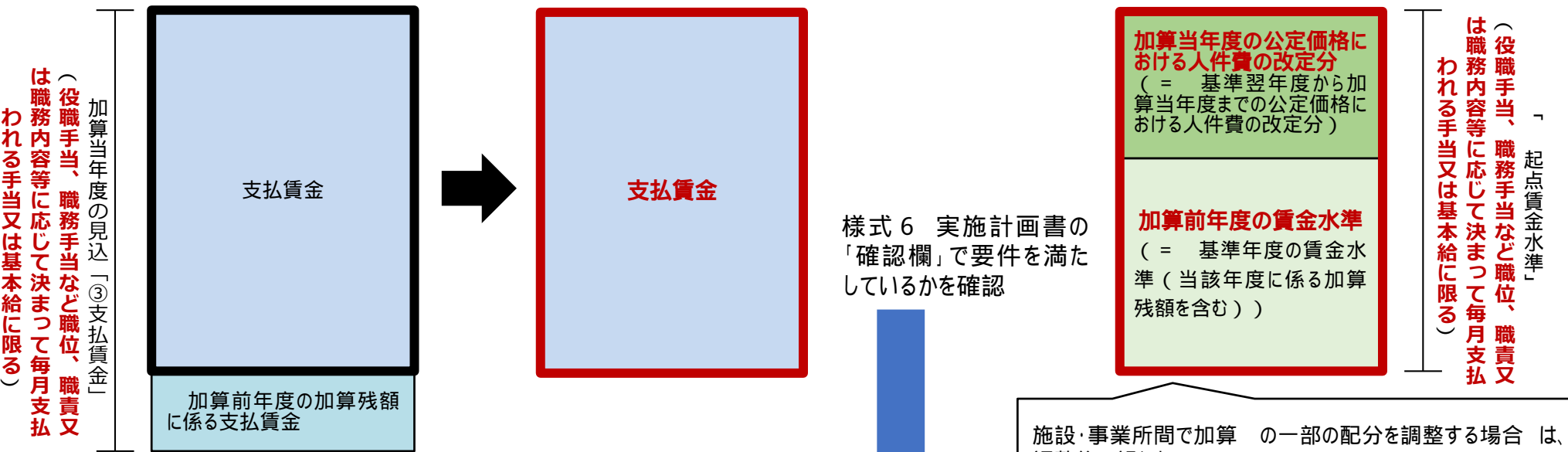
- ① **副主任保育士等**、**職務分野別リーダー等**、**園長以外の管理職**（p54参照）について、

支払賃金 { **加算前年度の賃金水準 + 加算当年度の公定価格における人件費の改定分** } となっていること（通知 第5の2(1)ア）



様式6「(2)賃金改善等見込総額」

様式6「(2)賃金改善等見込総額」



施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合は、調整後の額とする

令和4年度までの間の特例として、加算見込額の20%（10円未満の端数切捨て）については、同一の事業者が運営する他の施設・事業所（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む）に配分することが可能（通知第3の3）

<加算Ⅱ新規事由がない場合>（以下のBの額がAの額以上であること（※1）かつDの額がCの額以上であること）

A	加算前年度の賃金水準（起点賃金水準）【(2)⑤- (3)②+ (3)④】	円
B	賃金見込総額【(2)③- (2)④】	円

【様式6・計画書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由
なし

- 上記（前ページ）に加えて、
- I 賃金改善実施期間において、**㉠ 副主任保育士等**、**㉡ 職務分野別リーダー等**、**㉢ 園長以外の管理職**（p54参照）について、**加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額（加算により改善を行う部分に限り、事業主負担分を含む）** **加算** による**加算見込額** となっていること（通知 第5の2(1)ア）
 - I 通知第5の2(1)キ・クに定める要件（p54 - 56参照）

様式6別添1「(4)副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(5)職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」

様式6「(1)賃金改善について」

加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額

(4) 副主任保育士等に係る賃金改善見込額の合計 + これに対応する法定福利費等の事業主負担分の総額

(5) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善見込額の合計 + これに対応する法定福利費等の事業主負担分の総額

加算見込額

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合は、調整後の額とする

令和4年度までの間の特例として、**加算見込額の20%**（10円未満の端数切捨て）については、**同一の事業者が運営する他の施設・事業所**（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む）に**配分することが可能**。（通知第3の3）



様式6 実施計画書の「確認欄」で要件を満たしているかを確認

<加算Ⅱ新規事由がない場合>（以下のBの額がAの額以上であること（※1）かつDの額がCの額以上であること）

C	加算見込額【(1)②】		円
D	加算Ⅱに係る手当又は基本給の総額【別紙様式6別添1(4)③+別紙様式6別添1(5)③】		円

(1) 賃金改善について

①	加算Ⅱ新規事由	
②	加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※1）	人数A 人 人数B 人
③	特定加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※1）	入力不要
④	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 (ヶ月)

p 「加算 新規事由」
「なし」を選択

加算 単価については p 47、人数A・Bについては p 48参照

p 「加算見込額」
加算 の区分に応じてそれぞれに定める算式により算定した額の**合算額**

<加算 - >

「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

<加算 - >

「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合は、以下の算式による調整を加える

〔通常の計算式 - 「（他施設・事業所への）拠出見込額（（3））」+ 「（他施設・事業所からの）受入見込額（（3））」〕

p 「特定加算見込額」（通知第5の2(1)カ）
入力不要

令和4年度までの間の特例として、加算見込額の20%（10円未満の端数切捨て）については、同一の事業者が運営する他の施設・事業所（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む）に配分することが可能（通知第3の3）

p 「賃金改善実施期間」（通知第4の2(1)イ）
加算当年度の4月から翌年3月まで

加算当年度の途中において支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けた月から直近の3月まで

【様式6・計画書】(2)賃金改善等見込総額

新規事由
なし

(2) 賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額 (②+⑨) (千円未満の端数は切り捨て)	・ 使用せず	円
	②賃金改善見込総額 (③-④-⑤-⑧)		円
	③支払賃金 (役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。)		円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金		円
	⑤起点賃金水準 (⑥+⑦)		円
	⑥基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。)		円
	⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分		円
	⑧基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額	・ 入力不要	円
	⑨事業主負担増加見込総額		円

p 「支払賃金」(通知第5の2(1)ア)

加算当年度内の賃金改善実施期間における **㉑ 副主任保育士等**、**㉒ 職務分野別リーダー等**、**㉓ 園長以外の管理職** (p54参照) に係る見込「支払賃金」(**役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当** 又は **基本給** に限る) を記入

公定価格において想定している法定福利費等と比べて実際の事業主負担増加見込額が少ないことが原因で、賃金の改善額が加算見込額を下回る場合は、その差額分による賃金の改善については一時金により行うなど施設の事情に応じて自由に行うことが可能

「基準年度」=「加算前年度」

- p 「のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金」(通知第5の2(1)ア)
上記見込「支払賃金」のうち、加算前年度の加算 及び加算 の加算残額に係る支払賃金について記入
- p 起点賃金水準(通知第5の2(1)オ)
 - (1) 「基準年度(=加算前年度)における賃金水準」
「【様式4・計画書】起点賃金水準の算出方法」(1)(p34)参照
<加算 と異なる点>
 - ・ ㉠副主任保育士等、㉡職務分野別リーダー等、㉢園長以外の管理職について算出
 - ・ 役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給について算出
 - (2) 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格(=加算当年度の公定価格)における人件費の改定分」
国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分による賃金の改善のうち、加算 による賃金改善対象となる各職員(㉠副主任保育士等、㉡職務分野別リーダー等、㉢園長以外の管理職)に係る部分を合算して得た額
- p 「基準年度に加算 の対象であり、かつ加算当年度に加算 の対象外となった職員に係る、基準年度における加算に係る賃金改善額」(通知第5の2(1)エ)
入力不要
- p 「事業主負担増加見込総額」(通知第5の2(1)ウ)
入力不要

【様式6・計画書】(3) 他施設・事業所への配分等について

新規事由
なし

ρ (通知第3の3により) 同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所に加算 の加算額の一部を配分しており、その配分額が加算前年度から変動している場合には、「配分を行った施設等」及び「配分を受けた施設等」の両方において、その変動額に応じて「基準年度 (= 加算前年度) の賃金水準」が増減する

(3) 他施設への配分等について

①	拠出見込額	様式6別添2「他事業所への拠出額」	0円
	②うち基準年度からの増減分	様式6別添2「(他事業所への拠出額の)うち基準年度からの増減額」	0円
③	受入見込額	様式6別添2「他事業所からの受入額」	0円
	④うち基準年度からの増減分	様式6別添2「(他事業所からの受入額の)うち基準年度からの増減額」	0円

ρ 「 拠出見込額」 ~ 「 うち基準年度 (= 加算前年度) からの増減分」 (通知第5の2(1)ア 1)
 「様式6別添2 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」に入力することで自動的に算出される

様式6別添2 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ^{※1}	他事業所への拠出額 (円)		他事業所からの受入額 (円)	
				うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)		うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)	
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	40,000			
例2	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所			40,000	

「基準年度」 = 「加算前年度」

【様式6・計画書】 処遇改善等加算 に係る手当又は基本給の総額

新規事由なし

p 様式6別添1

「(4) 副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(5) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」に加算 による賃金改善対象となる各職員 (a 副主任保育士等、 b 職務分野別リーダー等、 c 園長以外の管理職) の賃金改善額を記入 (「うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分」は入力不要)

様式6別添1「(4) 副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(5) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」

番号	職名	職種	改善した給与項目	処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額	
				改善額	うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分 ※加算Ⅱ新規事由がある場合のみ記入
例1	副主任保育士	保育士	基本給	40,000円 × 12月 × 2人 = 960,000円	
例2	副主任保育士	保育士	手当	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	
例3	指導教諭	幼稚園教諭	基本給	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	
例4	専門リーダー	保育士	基本給	40,000円 × 12月 × 1人 = 480,000円	
例5	専門リーダー	調理員	基本給	30,000円 × 12月 × 1人 = 360,000円	
1				円 × 月 × 人 = 0円	
2				円 × 月 × 人 = 0円	

この欄は入力不要

公定価格において想定している法定福利費等と実際の事業主負担増加見込額の差額分について一時金等により賃金の改善を行う場合の記載方法については p 82 参照

【様式6・計画書】法定福利費等の事業主負担増加額が少ない場合

新規事由
なし

- 1 法定福利費等の事業主負担増加見込額が少ないことにより、加算見込額を下回る場合の差額分についても、施設職員の賃金改善に確実に充てることが必要（実績額についても同様）
- 1 ただし、その対象者・改善額・改善方法については、施設の事情に応じて自由に行うことが可能（副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能）
- 1 結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円をそれぞれ上回る配分となることも差し支えない
- 1 この場合の様式6別添1「(4)副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(5)職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」については以下の通り記載（様式7別添1についても同様）

番号	職名	職種	改善した給与項目	処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額			
				改善額	改善月数	改善人数	改善総額
例1	副主任保育士	保育士	基本給	40,000円	× 12月	× 1人	480,000円
例2	副主任保育士	保育士	手当	40,000円	×	×	
例3	指導教諭	幼稚園教諭	基本給	40,000円	×	×	
例4	専門リーダー	保育士	基本給	40,000円	×	×	
例5	専門リーダー	調理員	基本給	30,000円	×	×	
1				円			
2				円	× 月	× 人	0円
3				円	× 月	× 人	0円
4				円	× 月	× 人	0円
5				円	× 月	× 人	0円
6				円	× 月	× 人	0円
7				円	× 月	× 人	0円
8				円	× 月	× 人	0円
9				円	× 月	× 人	0円
10				円	× 月	× 人	0円
①賃金改善見込額 計							0円
②上記に対応する法定福利費等の事業主負担分の総額							0円
③①+②							0円

法定福利費等の事業主負担増加見込額の差額分についても記載（月額4万円・月額5千円を上回る額でも可）

この欄は入力不要

法定福利費等による差額調整をどのように行ったのか、分かるように記載（欄外又は別紙でも可）

【様式7・実績報告書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由なし

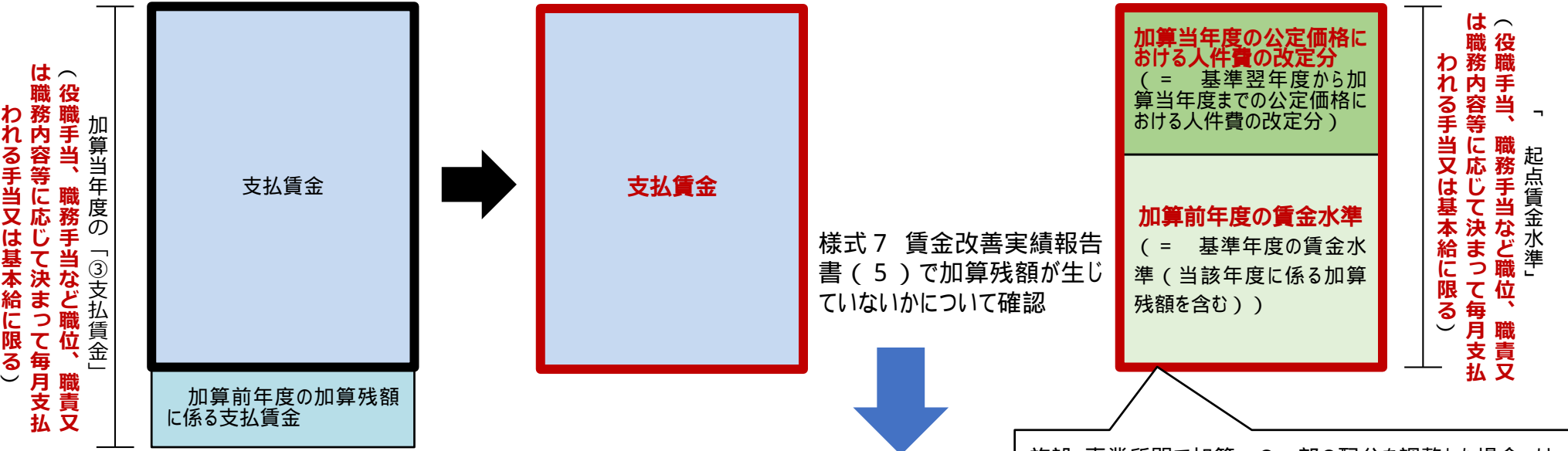
加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていることが必要

- 1 賃金改善実施期間において、**① 副主任保育士等**、**② 職務分野別リーダー等**、**③ 園長以外の管理職**（p54参照）について、**支払賃金** **{ 加算前年度の賃金水準 + 加算当年度の公定価格における人件費の改定分 }** となっていること（通知 第5の2(2)ア）



様式7「(3) 賃金改善等実績総額」

様式7「(3) 賃金改善等実績総額」



様式7 賃金改善実績報告書(5)で加算残額が生じていないかについて確認

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、調整後の額とする
 令和4年度までの間の特例として、**加算見込額の20%**（10円未満の端数切捨て）については、**同一の事業者が運営する他の施設・事業所**（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む）に**配分することが可能**（通知第3の3）

(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨て）	加算Ⅱ新規事由の有無	
※加算Ⅱ新規事由の有無の別により以下により算出すること。 ・加算Ⅱ新規事由がある場合： (2) ② - (3) ① ・加算Ⅱ新規事由がない場合： (2) ① - {別紙様式7別添1(6) ③ + 別紙様式7別添1(7) ③}		0円

【様式7・実績報告書】賃金改善要件（処遇改善等加算）について

新規事由
なし

上記（前ページ）に加えて、

- 1 賃金改善実施期間において、**㉠ 副主任保育士等**、**㉡ 職務分野別リーダー等**、**㉢ 園長以外の管理職**（p54参照）について、**加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額（加算により改善を行う部分に限り、事業主負担分を含む）** **加算** による**加算実績額** となっていること（通知 第5の2(1)ア）
- 1 支払賃金総額が加算前年度の賃金水準を下回った場合又は加算対象職員に毎月支払われる手当及び基本給（加算により改善を行う部分に限る）の総額が加算当年度の**加算** による**加算実績額** を下回った場合には、**生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払う**こと

様式7別添1「(6) 副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）」・「(7) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について（内訳）」

様式7「(2) 加算実績額」

加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額

(6) 副主任保育士等に
係る賃金改善見込額の合計
+これに対応する法定福利費
等の事業主負担分の総額

(7) 職務分野別リーダー
等に係る賃金改善見込額の合計
+これに対応する法定福利費
等の事業主負担分の総額

様式7 賃金改善実績
報告書(5)で加算残
額が生じていないかについ
て確認

加算実績額

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、調整後の額とする

令和4年度までの間の特例として、**加算見込額の20%**（10円未満の端数切捨て）については、**同一の事業者が運営する他の施設・事業所**（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む）に**配分することが可能**（通知第3の3）

(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨て） ※加算Ⅱ新規事由の有無の別により以下により算出すること。 ・加算Ⅱ新規事由がある場合： (2)②- (3)① ・加算Ⅱ新規事由がない場合： (2)①- (別紙様式7別添1(6)③+別紙様式7別添1(7)③)	加算Ⅱ新規事由の有無	
		0円

【様式7・実績報告書】(1) 加算前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況

新規事由
なし

< 加算残額の取扱い (通知第3の4) >

- 1 加算 について、加算当年度の終了後、賃金改善等実績額が加算実績額を下回った場合には、その翌年度内にすみやかに、その差額(加算残額)の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること
- 1 加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること

(1) 加算前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況(加算前年度の加算残額がある場合のみ記入)

①	加算前年度の加算残額			円
②	加算前年度の加算残額に対応した支払い賃金額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)			円
③	加算前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期	
④	賃金改善の方法	基本給		
	支払った給与の項目	手当()		
		賞与(一時金)		
		その他()		
具体的な支払い方法				

- p 「加算前年度の加算残額」
加算前年度において加算 に加算残額が発生している場合に、当該加算残額の金額を記入
- p 「加算前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」
加算当年度に支払った、前年度の加算残額に対応した支払い賃金額を記入
- p 「加算前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況」
「前年度の加算残額」>「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」の場合のみ「支払いの有無」欄に「○」が自動で記入される
「支払い時期」欄には「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」を支払った時期及び未払いの加算残額に対応する賃金の支払い予定について記入
- p 「賃金改善の方法」
「前年度の加算残額に対応した支払い賃金額」に関する「支払った給与の項目」と「具体的な支払い方法」について記入

(2) 加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て） （※）	人数A	人	人数B	人		円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	入力不要					
③	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月					

p 「加算実績額」

人数A・人数Bについてはp48参照（**実際に適用を受けた加算 算定対象人数**に基づき記入）

賃金改善実施期間における加算実績額（**加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算 の単価増に伴う増加額を含む**）をいい、加算 に係る「加算見込額」の算式（p59参照）において、**実際に適用を受けた加算 算定対象人数により算定した額**（千円未満の端数は切り捨て）

施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合は、以下の算式による調整を加える

【通常の計算式 - 「（他施設・事業所への）拠出実績額（（4））」 + 「（他施設・事業所からの）受入実績額（（4））」】

p 「特定加算実績額」（通知第5の2(2)カ）

入力不要

【様式7・実績報告書】(3)賃金改善等実績総額

新規事由
なし

(3) 賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額 (②+⑨) (千円未満の端数は切り捨て)	・ 使用せず	0	円
	②賃金改善実績総額 (③-④-⑤-⑧)		0	円
	③支払賃金 (役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。)			円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金			円
	⑤起点賃金水準 (⑥+⑦)		0	円
	⑥基準年度の賃金水準 (当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。)			円
	⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分			円
	⑧基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額	・ 入力不要		円
	⑨事業主負担増加相当総額			円

p 「支払賃金」(通知第5の2(2)ア)

加算当年度内の賃金改善実施期間における **㉠ 副主任保育士等**、**㉡ 職務分野別リーダー等**、**㉢ 園長以外の管理職** (p54参照) に係る「支払賃金」(**役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給**に限る) を記入

公定価格において想定している法定福利費等と比べて実際の事業主負担増加見込額が少ないことが原因で、賃金の改善額が加算見込額を下回る場合は、その差額分による賃金の改善については一時金により行うなど施設の事情に応じて自由に行うことが可能

「基準年度」=「加算前年度」

- ρ 「のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金」(通知第5の2(2)ア)
上記見込「支払賃金」のうち、加算前年度の加算及び加算の加算残額に係る支払賃金について記入
- ρ 起点賃金水準(通知第5の2(2)オ)
(1) 「基準年度(=加算前年度)における賃金水準」
「【様式5・実績報告書】起点賃金水準の算出方法」(1)(p42)参照
<加算と異なる点>
- ・ (a) 副主任保育士等、(b) 職務分野別リーダー等、(c) 園長以外の管理職について算出
 - ・ 役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給について算出
- (2) 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格(=加算当年度の公定価格)における人件費の改定分」
国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分による賃金の改善のうち、加算による賃金改善対象となる各職員((a) 副主任保育士等、(b) 職務分野別リーダー等、(c) 園長以外の管理職)に係る部分を合算して得た額
- ρ 「基準年度に加算の対象であり、かつ加算当年度に加算の対象外となった職員に係る、基準年度における加算に係る賃金改善額」(通知第5の2(2)エ)
入力不要
- ρ 「事業主負担増加相当総額」(通知第5の2(2)ウ)
入力不要

p (通知第3の3により) 同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所に加算 の加算額の一部を配分しており、その配分額が加算前年度から変動している場合には、「配分を行った施設等」及び「配分を受けた施設等」の両方において、その変動額に応じて「基準年度 (= 加算前年度) の賃金水準」が増減する

(4) 他施設との配分調整について

① 拠出実績額		様式7別添2「他事業所への拠出額」	0 円
	②うち基準年度からの増減分	様式7別添2「(他事業所への拠出額の)うち基準年度からの増減額」	0 円
③ 受入実績額		様式7別添2「他事業所からの受入額」	0 円
	④うち基準年度からの増減分	様式7別添2「(他事業所からの受入額の)うち基準年度からの増減額」	0 円

p 「 拠出実績額」～「 うち基準年度 (= 加算前年度) からの増減分」(通知第5の2(2)ア 1)
「様式7別添2 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」に入力することで自動的に算出される

様式7別添2 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名 ^{※1}	他事業所への拠出額 (円)		他事業所からの受入額 (円)	
					うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)		うち基準年度からの増減額 ^{※2} (円)
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000			

「基準年度」=「加算前年度」

▶ 様式7別添1

「(6) 副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(7) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」に
加算 による賃金改善対象となる各職員 (a 副主任保育士等、 b 職務分野別リーダー等、 c 園長以外の管理職) の
賃金改善額を記入 (「うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分」は入力不要)

様式7別添1 「(6) 副主任保育士等に係る賃金改善について(内訳)」・「(7) 職務分野別リーダー等に係る賃金改善について(内訳)」

番号	職名	職種	改善した 給与項目	処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額	
				改善額	うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分 ※加算Ⅱ新規事由がある場合のみ記入
例1	副主任保育士	保育士	基本給	40,000 円 × 12 月 × 2 人 =	960,000 円
例2	副主任保育士	保育士	手当	40,000 円 × 12 月 × 1 人 =	480,000 円
例3	指導教諭	幼稚園教諭	基本給	40,000 円 × 12 月 × 1 人 =	480,000 円
例4	専門リーダー	保育士	基本給	40,000 円 × 12 月 × 1 人 =	480,000 円
例5	専門リーダー	調理員	基本給	30,000 円 × 12 月 × 1 人 =	360,000 円
1				円 × 月 × 人 =	0 円
2				円 × 月 × 人 =	0 円

この欄は入力不要

公定価格において想定している法定福利費等と実際の事業主負担増加相当額の差額分について一時金等により賃金の改善を行う場合の記載方法については p82 参照

【様式7・実績報告書】(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

新規事由
なし

(5) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

① 加算実績額に要した費用の総額との差額 (千円未満の端数は切り捨て) ※加算Ⅱ新規事由の有無の別により以下により算出すること。 ・加算Ⅱ新規事由がある場合： (2) ②－(3) ① ・加算Ⅱ新規事由がない場合： (2) ①－{別紙様式7別添1 (6) ③＋別紙様式7別添1 (7) ③}	加算Ⅱ新規事由の有無	
		0円
(以下、加算残額が生じた場合のみ記入)		
② 加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
③ 支払った給与の項目	基本給	
	手当 ()	
	賞与 (一時金)	
	その他 ()	
④ 具体的な支払い方法		

- ρ 「加算実績額に要した費用の総額との差額」

「加算 新規事由の有無」欄は、「加算 新規事由なし」を選択

「差額欄」は自動入力

- ρ 「(前年度の)加算残額に対応した賃金の支払い状況」

「加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額」(＝加算残額)がある場合のみ「支払いの有無」欄に「○」が自動で記入される

「支払い時期」欄に加算残額に対応する賃金を支払った時期及び未払い分の支払い予定について記入